

議案第15号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 子育て部分休暇について定めるとともに、育児休業、介護休業等育児又は
家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等に伴い、規定の整備を図る必要
があるので、本案を提出する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区
条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第2項中「第11条の3第1項及び第3項」の次に「並びに第
18条の3第1項」を加え、「任命権者」を「教育委員会」に改める。

第11条の2（見出しを含む。）中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達
するまでの」に改める。

第11条の3の見出しを削る。

第17条第1項各号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第18条第1項中「定める者」の次に「（第18条の4第1項において「対象家族
」という。）」を加える。

第18条の2の次に次の3条を加える。

（子育て部分休暇）

第18条の3 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達
する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31
日までの間にある当該職員の子その他規則で定める子を養育するため、1日の勤務
時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし
て、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、
教育委員会規則で定める。

（対象家族が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の4 教育委員会は、職員が対象家族が当該職員の介護を必要とする状況に
至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するも
のとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介
護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせると
ともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」とい
う。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定め
る措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月
1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせ

なければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の5 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。